



2026年6月23日

各位

会社名 株式会社三ツ星
代表者名 代表取締役社長 羽生 忍
(コード：5820 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員総務部長 松山 元
電話番号 06-6261-8881

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 5,600株
(3) 処分価額	1株につき803円
(4) 処分価額の総額	4,496,800円
(5) 割当予定先	取締役2名(※) 2,000株 執行役員3名 1,200株 従業員12名 2,400株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、当社は、2020年6月24日開催の第75期定時株主総会において、①本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額36百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②譲渡制限期間を譲渡制限付株式の処分期日（株式交付日）から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間とすること、並びに③(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を有すること、及び(ii)当該役務提供期間満了前に当社の

取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年36,000株以内とし、その1株当たりの処分金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役2名及び執行役員3名（以下「対象役員」といいます。）、当社の従業員12名（以下「対象従業員」といい、対象役員と併せて「対象者等」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象者等の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計4,496,800円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭（報酬）債権の額は金803円）、当社の普通株式合計5,600株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分において、当社と対象者等は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

ア 対象役員について

対象役員は2026年7月22日（処分期日）から当社の取締役又は取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

イ 対象従業員について

対象従業員は2026年7月22日（処分期日）から2029年7月21日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

ア 対象役員について

対象役員が、処分期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役又は

取締役会で定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、譲渡制限期間の満了時において、処分期日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

イ 対象従業員について

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったこと（定年後に再雇用された場合も含む。）を条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象従業員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が譲渡制限期間中に、執行役員又は従業員のいずれの地位からも当社の取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点において、処分期日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者等が当社の指定する金融商品取引業者に開設する専用口座で管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2026年6月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である803円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上